

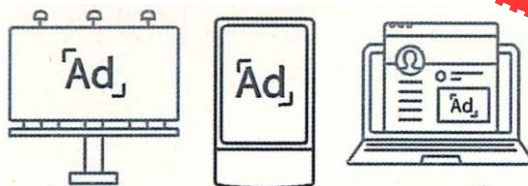
彦根商工会議所 事業所広告・プロモーション 助成金のご案内

広告宣伝費・プロモーション費などを 補助し、販売促進活動を支援します！

助成対象となる経費の例

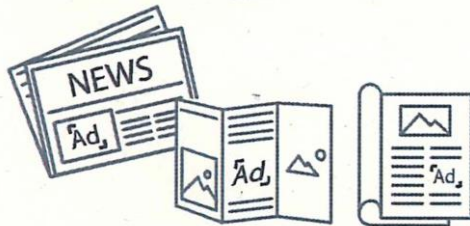
① デジタル方式

- ・ホームページの作成費、更新費
- ・Web広告費
- ・PR動画制作費 など



② アナログ方式

- ・新聞広告、雑誌広告掲載料
- ・チラシ、DM、パンフレット制作費、
- ・看板、垂れ幕、のぼり旗制作費 など



申請締切

2021年

11月10日(水)

【対象者】

管内の中小企業者

(開業後6カ月以上経過していること)

※同一事業内容で、県や市など他の団体からの補助金等を利用している場合は対象外。

※1法人または1個人事業主あたり1回のみ申請可。

※複数事業を営んでいる場合も申請は1回となります。

【補助金額】

・かかる費用の2分の1を助成、上限5万円を交付します。

・当所会員は10万円を上限とします。

※申請受付期間終了後、助成候補者を選定します。当選者には決定通知を11月中旬に発送します。

詳細は、募集要綱をご覧ください。

募集要綱・
申請書類
はこちら



申請・問合せ先

彦根商工会議所

〒522-0063 彦根市中央町3-8

TEL 0749-22-4551 FAX 0749-26-2730

彦根商工会議所 事業所広告・プロモーション助成金

■趣旨・目的

コロナ禍において大きな影響を被っている事業所は、売上確保のために業態や取扱商品を変更することが増えており、効果的な広報・PRが必要であるが、広告宣伝費は経費削減の対象になりやすく、また、ウェブでのプロモーションに必要なIT・デジタル対応が出来ていない事業所も多い。そのため、管内の中小企業が実施した広告・プロモーションに関する費用を支援し、商品・サービスの付加価値向上や販売促進につなげることで、地域経済の活性化を促進することを目的とする。

■対象者

- 管内の中小企業者（開業後6カ月以上経過していること）
 - ※同一事業内容で、県や市など他の団体からの補助金等を利用している場合は対象外となります。
 - ※1法人または1個人事業主あたり1回のみ申請可。
 - ※複数事業を営んでいる場合も申請は1回となります。
 - ※申請受付期間終了後、助成候補者を選定し、「助成候補者決定通知書」を11月中旬に郵送します。
 - ※当所会員は、会費を完納していること。

■助成率・助成限度額

- 1件あたり費用（税込）の1/2、上限5万円を助成金として交付します。
 - ※当所会員は10万円を上限とします。
 - ※助成額は千円未満を切り捨てとします。
 - ※申請した広告・チラシの掲載や配布が中止になった場合は、助成金は交付しません。

■助成対象経費

- 助成対象経費は、デジタル方式（ホームページ作成、ウェブ広告等）の広告・プロモーション費、アナログ方式（新聞・雑誌広告、チラシ制作、看板製作等）の広告・プロモーション費とします。
- 事業計画に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが助成対象であり、単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費は、助成対象となりません。
(商品・サービスの名称も宣伝文句も付記されていないものは助成対象となりません。)
- チラシ等配布物の購入については、実際に配布もしくは使用した数量分のみが助成対象経費となります。
- 事業期間中の広報活動に係る経費のみ助成対象にできます。(事業期間中に経費支出をしても、実際に広報がなされる(情報が伝達され消費者等に認知される)のが事業期間終了後となる場合には助成対象となりません。)

■スケジュール

事業実施期間（対象となる実施期間）	令和3年6月1日（火）～令和4年1月10日（金）
申請事業所の募集開始	令和3年10月1日（金）
申請書の提出期限	令和3年11月10日（水）17時00分まで
助成候補者の選定	令和3年11月15日（月）
助成候補者決定通知書の発送	令和3年11月16日（火）
実績報告書・収支決算書等 提出期限	令和4年1月31日（月）17時00分まで
助成金の支払い開始	令和4年2月

■申請・問合せ先

彦根商工会議所 事業所広告・プロモーション助成金担当
〒522-0063 彦根市中央町3-8
TEL 0749-22-4551 FAX 0749-26-2730